

高齢運転者対策（中間報告）

目的

高齢運転者の交通事故を防止するため、運転技能検査・サポカー限定免許導入の適否、両者の関係等を検討

調査内容

- 高齢者講習の受講者を対象として、実車走行実験を実施し、高齢者の運転技能を確認
 - 運転技能が極めて不十分な者が一定程度いる一方、指導後は結果が改善
- 国民に対するアンケートを実施
 - 運転能力が不十分な高齢運転者や違反・事故歴のある高齢運転者の運転継続に否定的な意見が多数
- 先進安全技術の現状に関する調査を実施
 - 現在のサポカーには、特定の事故について、一定の抑止効果が認められる。

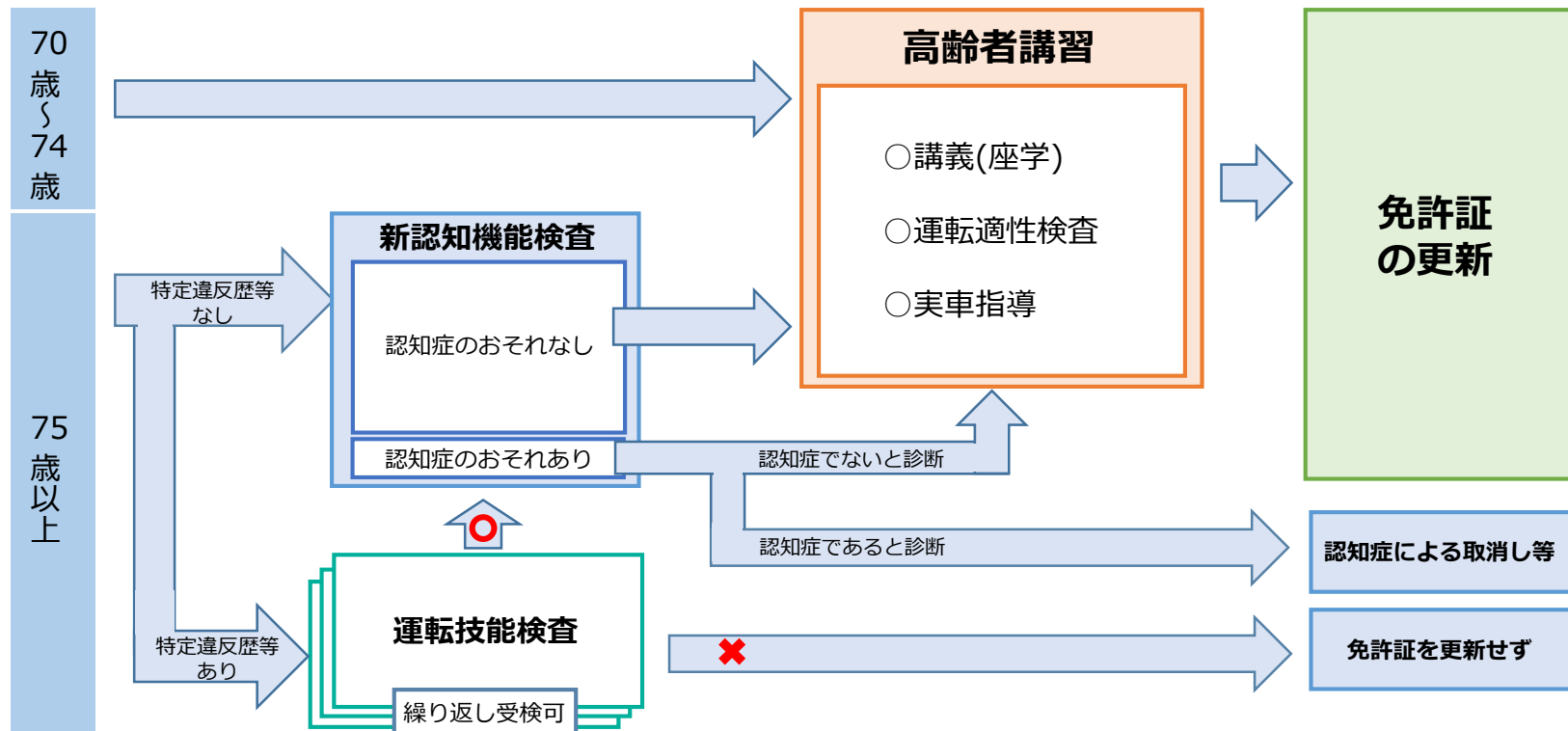
中間報告の概要

- 【運転技能検査】
 - 高齢運転者の免許証更新時に運転技能の検査を行い、運転技能が特に不十分な場合には免許証の更新を認めない。
 - 対象者は、例えば、事故歴や特定の違反歴で対象者をリスクがより高い者に絞り込むことが考えられる。
- 【サポカー限定免許】
 - 申請によるサポカー限定免許の導入は、高齢運転者の安全運転やモビリティの確保に資する。
 - サポカー限定免許の対象車両については、今後の技術の実用化の動向を踏まえて検討する必要

高齢運転者対策（運転技能検査）

中間報告の考え方の概要（一例）

運転技能検査の対象者を75歳以上で交通事故につながりやすい違反歴がある者等とする場合



- 認知機能検査、高齢者講習及び運転技能検査が、指定自動車教習所等において一連の手続きとして行いやすい態様とする。
- 70歳以上の実車指導においては、運転技能の評価を行い、結果を本人に通知する。
- 運転技能検査を受けた者は、実車指導を免除する。

高齢運転者対策（限定免許）

中間報告の考え方の概要（一例）

限定免許の内容

- 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した車両
- 上記に加え、中高速走行時のペダル踏み間違い事故の防止・被害軽減のための機能を要件とすることもあり得る（具体的内容は技術の実用化の動向を踏まえ検討）。
 - ※ 現在のサポカーは、アクセルを踏み続けるような態様の事故は防止できないなど、事故防止効果が限定的
- このほか、車両の大きさ等を限定することもあり得る。

限定免許の導入

- 申請により限定条件を受けられる。
- 新規に取得することが可能

運転技能検査との関係

- サポカー限定免許を受けたことをもって、運転技能検査等を全て免除することについては慎重な検討が必要
- 今後の技術の進展や先進安全技術等によっては、運転技能検査等の一部を免除することも考えられる。